

## 社会福祉法人 豊生会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 豊生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給しないものとする。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬及び退職金を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 非常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の支払時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月26日とする。但し、その日が休日に当たる時はその前日に繰り上げて支給する。
- (2) 退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成29年6月12日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

具体的な報酬額については、評議員会で定める。

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000円以内
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円以内

(2) 理事

	報酬の額
理事長	月額 700,000円以内
理事	月額 80,000円以内
理事会等会議への出席	日額 10,000円以内
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円以内

但し、固定給にて毎月報酬を支払う理事については、会議への出席報酬及び法人及び施設業務のための出勤報酬は無とする。

(3) 監事

	報酬の額
役員会議への出席及び監事監査等への出席	日額 10,000円以内
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円以内

別表2（非常勤役員等の退職金算定式）

(1) 理事長

最終報酬月額×在任年数×3.5

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。但し1か月未満は1か月に切り上げる

(2) 理事及び監事に関しては、退職手当を支給しないものとする。